

高等学校等奨学金・大学奨学金について

1 経過

- (1) 経済的な理由により高校・大学への修学が困難な者に対し、その進学を奨励し、教育の機会均等と人材の育成を図ることを目的として、本市独自（本市単独事業）の給付制度として創設した。
高校：なにわ育英費（S31年度）、大学：なにわ奨学費（S33年度）
- (2) 国の給付制度創設に伴い、本市においても国庫補助制度（給付制度）へ移行した。
高校（S41年度）、大学：（S49年度）
- (3) 国庫補助制度が、給付制度から貸与制度へ変更されたことに伴い、本市においても貸与制度へ移行し（高校：S62年10月、大学：S57年10月）、「幅広く社会に貢献しうる有為な者」について、償還補助制度（人材養成奨励事業補助金）を創設し（高校：H3年度、大学：S59年度）、実質的に返還を要しない取扱いとした（実質給付を維持）。
- (4) 法期限に伴い、貸与制度を廃止し（在学中の生徒が卒業するまでの間の経過措置あり）、償還補助制度についても廃止した。（H14年3月31日廃止）
但し、人材養成奨励事業を受けているものに対する措置（実質的に返還を要しない＝実質給付を維持）は引き続き必要であると考え、平成14年度以降は、要領において規定し、返還免除制度を適用していた。

【貸与制度の概要】

(高校・大学奨学金貸与額：平成13年度当時)

高校 国公立	月額：23,000円（年額：276,000円）
私立	月額：38,000円～47,000円 (年額：456,000円～564,000円)
大学 国公立	月額：48,000円（年額：576,000円）
私立	月額：82,000円（年額：984,000円）

(貸与金の返還及び免除)

○返還

- ・卒業後6ヶ月経過後、20年以内に返還。
- ・国庫補助金については、貸与者から返還があった額の2/3を国へ返還。

○国基準免除

- ・国要綱・市条例の規定により、生活保護基準の1.5倍以下の者は免除。
- ・国庫補助金については、国への返還を要しない。

○市基準免除

- ・法期限前は、償還補助制度として「人材養成奨励事業」を実施し、法期限後は、市要領により、「幅広く社会に貢献しうる有為な者」を免除要件に追加し、実質的に返還免除。
- ・国庫補助金については、免除決定額の2/3を国へ返還。

2 課題

○平成18年度随時監査指摘

「返還免除については、法令及び条例に根拠がない限り、議会議決を得る必要がある。有為な人材という要件は、条例の免除規定には定められていない。」との監査指摘を受け、「本市の取扱要領（平成14年度追加規定）による返還免除は効力を有しない。」とされている。

○大阪市地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会の提言（平成18年8月）

「高校奨学金・大学奨学金については、貸与者の卒業時に、償還免除としてきたことから、回収不能として一括処理の措置を講じる等、抜本的な方策を立てる。」とされている。

3 本市における債権処理方策の方向性について

- (1) 第1案
 - ・本市の取扱要領（平成14年度追加規定）により返還免除となっていた者について、市要領による追加規定は効力を有しないため、国基準を超える者については、平成14年度まで遡って返還を求める。なお、返還を求める際には、期限の延長など、激変緩和措置を設ける。
- (2) 第2案
 - ・本市の取扱要領（平成14年度追加規定）により返還免除となっていた者について、市要領による追加規定は効力を有しないため、国基準を超える者については、平成14年度まで遡って返還を求める。なお、返還を求める際には、期限の延長など、激変緩和措置を設ける。
 - ・但し、平成13年度の地対財特法期限前から償還補助の対象とされ、引き続き、法期限後においては返還免除とされていた者については、返還免除とする。
- (3) 第3案
 - ・本市の取扱要領（平成14年度追加規定）により返還免除となっていた者について、市要領による追加規定は効力を有しないため、国基準を超える者については、平成14年度まで遡って返還を求める。なお、返還を求める際には、期限の延長など、激変緩和措置を設ける。
 - ・但し、平成13年度の地対財特法期限前に貸与した額については返還免除とし、法期限後に貸与した額（＊）について返還を求めるところとする。

＊平成14年3月31日、法期限に伴い、貸与制度を廃止しているが、在学中の生徒が卒業するまでの間の経過措置あり。
- (4) 第4案
 - ・本市の取扱要領（平成14年度追加規定）により返還免除となっていた者について、市要領による追加規定は効力を有しないため、改めて議決を得るなどにより、返還免除とする。

【参考】

京都市の住民訴訟判決（第1次・第2次訴訟）

《 平成14年12月訴訟提起・平成18年3月大阪高裁判決・平成19年9月判決確定 》

判決要旨

- ・ 貸与制移行当時、同和地区住民の生活実態や教育の機会均等を保障する施策の必要性を踏まえ、申請者全員を返還困難と認めて償還補助を一律に支給する運用（実質免除）は行政機関の裁量の範囲内であり、全く合理的根拠を欠くとは言えない。
- ・ しかし、同和地区の生活実態が全体として改善されたことから、一律支給の合理性を基礎付ける事実は失われており、市の制度見直しの検討状況を踏まえると、遅くとも平成13年度から一律支給を止め、個々に厳正な審査を行う必要があった。
- ・ 平成13年度以降の一律支給に裁量権の合理性はなく、13・14年度の償還補助のうち、新規に償還補助を支給することとした借受者に対する支給は裁量権を逸脱している。
- ・ しかし、過去の貸与時点で実質給付制の奨学金として貸与を受け、既に償還補助の支給を受けていた借受者に対する関係では、13・14年度の支給が明らかに合理性を欠き違法であるとまでは言い難い。
- ・ 行政機関の裁量による行政運営が長期間にわたり積み重ねられてきた場合、その行政実務から著しく乖離した施策を実施するときは、受益者に予測外の不利益を与えるおそれがあるため、行政は自ら設定した裁量基準を尊重すべきであり、自らこれに拘束される場合があることも考慮されるべきである。